

教育研究所の 設置を願う

問

竹村

地域教育の各地区の三名の先生は県へ三月で帰るが、その後、地域や学校との連携を保つには教育研究所の設置が必要と思う。

青少年育成会議にたずさわっているが、この会は事務局を教育委員会に置くことで進んでいる。今取り組んでいる地域教育推進協議会は、事務局の設置も決まっていない状況だが、ぜひ他市町村にある教育研究所的なものの設置を願う。

池川地区では昨年、学童保育を無理な状態の中で行った。研究所があれば、居残り保育、学童保育ができると思う。地域の子ども、学校との接点ができると思うが。

十八年度に

答

教育長

地域教育指導主事は十七年度限りで、町村に一名ずつ三名いた研修指導員も一人となる。合併した町村に従来の設置を残すよう県教育委員会に文書で願うが、よい返事がない。

十八年度に教育研究所を設置する準備を始めている。具体的組織など検討し、県費負担の職員二名を置くことと考えている。本町の教育を研究し実践を考えている。

問

竹村

教育研究所に二名が来てどのような活動をするか、具体的に分かっている範囲を聞く。

答

教育長

県の教育委員会とも相談し、仁淀川町の教育研究所の準備を進めている。まだ組織など、協議

中、研究中であり、三月議会までに具体的に示すことができると思う。

現在のところ、目的として町の教育の振興を期するため、学校教育、生涯教育を含む教育実践を進めるために諸問題を調査研究する。教育関係職員の研修並びに教育研究団体の研究を助成し併せて不登校児童生徒の支援活動を行い、教育の振興と充実を図る。

具体的には、教育基本法に基づく教育目標を基本として教育の振興を充実することを中心とし準備を進めている。



平成15年から、旧3カ町村で唯一学童保育が行われている子育て支援センター（大崎）



住民座談会の

計画はあるか

答

十七年度は無理

問

片岡政徳

旧三町村で行われてきた事業は必要性、重要性を持って進めてきた。合併により事業の見直し、旧町村間の比較が行われると思う。十八年度の事業計画の編成にも深い関係がある。

この事業の取捨選択の検討は、今どのように行われているか。行政改革推進委員会で、このことについて具体的に検討されているものか。

住民に深く関係のある事業は、代表者や住民の意見を聞く必要があると思うが、どのように対応しているか。住民との座談会など計画しているか聞く。

答

町 長

平成十八年度の予算編成は、行政需要に対してより一層の創意工夫を凝らし経常経費を抑制し、限られた財源の中で最大の効果を得るよう新たな発想と意欲を持って編成に取り組む方針のもと、関係各課で予算要求原案の作成作業を行っている。

継続的に実施してきた事業についても、徹底的に見直し、前年度予算ベースではなく、ゼロベースから積算し、事業の重点化、合理化を図る。

旧町村単位で実施してきた事業も改廃を含め検討する必要がある。この段階においては、当然、関係各位の意見を聞き、過去の実績などを

踏まえ、予算要求原案を作成する。

先頃開催の旧町村単位での地区長会、区長会でも、来年度予算に係る要望、意見があり予算編成の参考にする。現在実施中の住民アンケートの結果も予算査定に反映を考えている。

今の経済情勢のなか、全ての事業が満足する措置が出来るかは疑問であり、痛みも生ずる場合もあることを住民に申し上げる。その点、理解のうえ十八年度予算編成につき判断を願いたい。

住民座談会などの実施は、十七年度には間に合わないが、住民アンケートの集計結果から地域ごとの課題を抽出し、各地域で長期的な計画づくりのための懇談を考えている。



大勢の観客やカメラマンの前での太刀踊り（中越家前）

定住促進への

対策はあるか

問

片岡

合併協議会のまちづくり計画のなかで地域の一歩の課題として、人口の減少を掲げている。今までの人口減、過疎問題は旧三町村でさまざまに言われてきた。意見も出たと思うが、具体的な対策で問題が解決したとは考えられない。

仁淀川町には小規模な集落が多く全く機能しなくなっていくと危ぶまる。

現在、限界的な集落に定年を迎えた人がＵターンし、区長などの役割をして集落の機能が果たされている集落もある。

今、団魂の世代が定年退職を迎え二、三年すれば退職となるが、その年代のものがＵターンし生まれた家に帰り、土地を守り、またＩターンのものが自然の中に生活する。

そういった対策を積極的に進めると、過疎地の活性化、若者の定住にもつながると思う。

定住促進対策についての考えを聞く。

既存・遊休施設で対応

答

町長

一九四八年前後に生まれた団魂の世代が、大量定年退職に伴う技能伝承などに係る問題「二〇〇七年問題」は、各方面で対応策が検討されている。

退職したＵターン、Ｉターン対策は地域活性化の観点から早急に検討すべき事項と考える。過去にも県外企業などを退職し、帰郷した事例があり、団魂の世代が定年退職期を迎える二〇〇七年以降は、増加が見込まれる。

仁淀川町でも試行的にシルバー人材センターを設置し、就労の場を提供する仕組みを整える予定をしている。一方、Ｕター

ン、Ｉターンを積極的に推進するため、専用住宅などの整備は、莫大な費用が必要であるから、既存施設、遊休施設の活用なども念頭に置き、有効な手段を検討することを考えている。



子どもにミニサイハラを渡す油売り。ひょうきんなしぐさで笑いを誘う



18年度予算編成は 旧3カ町村の事業を尊重して

答 行革委の意見を尊重して

問

奥田英雄

町長は「和の町政」を進めていくと表明した。このことは町民も好感をもったと感じている。その考えは今も変わっていないと思われる。

十八年度予算編成には、旧三町村が個性をもったそれぞれ事業を行ってきたことを、尊重することが今後も「和の町政」を大切にする基本姿勢と思われる。

その点について町長に改めて決意を聞く。

答

町 長

十八年度予算編成での政治姿勢、基本姿勢の「和の町政」を進めることは基本的に変わらない。

旧三町村が独自の行政を進めてきた。従って、福祉、産業、教育などの分野で取組が異なっている。それを調整し、平等に取り扱っていかねばならない。

従って、今までの事業全てを継続することには

ならない。厳しい財政状況の中では取捨選択しなければ町の行政は進めることができない。

十八年度までは地方六団体との協議の場で十六年度を基本にした、三カ年の地方交付税に対しては、政府も了解をしているが、十九年度以降は予想がつかない厳しい状況を覚悟しなければならぬ。

合併し五カ月だが、町の将来を考え健全財政を保ち地域を発展させていくのは難しい問題がある。執行部と町民ともども、痛みを共有する事態があると思われる。

行革推進委員会の立ち上げは、将来の不透明な事態を心配するものである。仁淀川町の住民が安心し、住んでよかったという町にするため努力し、委員会の結果を踏まえ具体的な施策を吟味していく。



17年10月に発足した、町長の諮問機関「仁淀川町行政改革推進委員会」

委員は13人で、町の行政改革の推進・進ちょく状況について意見を述べる。任期は3年（仁淀多目的研修集会施設・森）

合併特例債で 積極的に事業 を

問

奥 田

国は、合併を地方に有利な合併特例債を新設し促していき、それにより仁淀川町が生まれた。

町は合併特例債などを活用し、本町の基盤整備、雇用の創出、福祉施設の新設など積極的な調整を進めているものか、町民は合併したがどうなるか、不安をもっている。合併で新しいことが始まると期待をもっている。

町民の考えを基に合併してよかったと思える行政を進めてもらいたい。八〇〇〇人弱の町民の考えと思われるが。

22～27年度に 三三億七千万円 の起債を計画

答

町 長

合併特例債を活用し、積極的に開発事業を進め雇用の増大、町の活性化に努めることが一番いいが、時代、身丈にあつた行政を進めないと、とてもない事態に追い込まれる可能性がある。

十八年度、十九年度で赤字団体が多く出ると予想される。

合併特例債は、合併市町村が市町村建設に基づき行う事業または基金の積立のうち、合併に伴い特に必要と認めるものに要する経費に合併年度及び続く十年度に限り財源とすることができる。

対象事業費の約九五％に合併特例債を充当でき、元利償還金の七〇％が後年度に普通交付税で措置されるが現在活用している過疎債の活用を考えている。これは合併特

次の合併は？

問

奥 田

例債に似た有利な起債に分類される。活用は、まちづくり計画の平成二十二年～二十七年まで三三億七千万円の起債を計画している。

県は、三か六の地方自治体とする合併を考えている。三町村の合併が一番身近でよいと考えているが、県、国の情勢では合併が近くあると感じる。

有利な特例債、過疎債を充当し積極町政で町の



鳥毛役（左）と悪魔（大石家前）

基盤整備を進め、雇用の場の確保が大切だと思う。

予算編成での取捨選択は、三町村の歴史ある事業、池川地区では全国的に不登校の子どもが自然の中で生活し、地区の学校に通い不登校を直していく事業、雇用の場の確保のカット工場がある。

吾川、仁淀地区が積極的に進めてきた大切な事業についても、首長の考えは。

さらに進む道州制の時代を迎えても、合併しなくてもいい形を考えているか聞く。

したばかり

答

町 長

本町は合併したばかりで、今、その合併の答えはできない。県に三案ができています。第一案に、越知、佐川との合併計画がある。五カ町村合併を進めたができなかった。この原因はどこにあるか考えてほしい。道州制の段階では分からないが任期内は話ができないと言っている。

合併特例債、交付税の措置が十年間される。時代の流れでどう変化する



太刀踊り（大石家前）

か分からないが、任期内にしっかりとした町制を敷く必要があるので改革に取り組んでいる。

合併には財政的、政治的な問題がある。合併の相手の見つからない町にはなりたくない。合併してもいい町を築く。発展、自立を目指す町のあり方は、金だけで解決できない。町民の意識が大きく、行政改革を通じ、しがらみをなくす必要がある。

歴史、伝統あるものは維持し、議員の意見を聞きながら基礎づくりを進める。



分庁方式を検討せよ

答 合併協議会の決定事項

合併して
良くなったか？

問

若藤敏久

町長の考えを伺う。

積極的、建設的
な意見も多い

答

企画課長

新町になって五カ月が経過したが、住民からは「サービスが落ちた、負担が増えた」と愚痴だけが聞こえ「合併をして良くなった」の声は全く聞えて来ない。

旧三方町村の住民が合併後どのような気持ちで生活をしているのか住民の意向を聞いた上での感想を伺う。

また、総合支所方式の現状は旧仁淀と池川の交流がなく、議員も業者も本庁（大崎）を中心の片道通行である。

「新町の将来はスタート時に決まる」と言った

答

池川支所長

懇親会などが減少し
地域経済に影響も

現状は旧町村の事業を継続しており評価が始めめるのは十八年度からと思うが、旧仁淀村の水道路金を参考にした吾川地区の住民は大変不満を感じている。

また各団体の組織が統一され迅速な対応が可能となり積極的、建設的な意見も多くなった。

寂しくなった

答

仁淀支所長

行政組織の変更で事務分掌が分かりにくいという苦言と飲食店の客足の減少を耳にする。
相対的に職員の減少で「寂しくなった」と話す住民が多い。



会合が減少し、地域経済への影響が心配。池川支所（土居）

格差のない行政
を推進する

答

町長

仁淀、池川支所から提出された案件は本庁で審議、決定することとなつ

ており、事務量に格段の差が生じ本庁に職員を動員しなければ整理がつかない。水道料金なども統一され低価格だった地域から不満の声もあるが、今後は地区間の格差がない福祉行政を推進していく。



職員の減少で、寂しくなった。仁淀支所（森）

問

若 藤

仁淀、池川両支所長は職員数の減と懇親会や飲食店の客の減少で「町が寂れた」の声が多いとの感想で本庁の企画課長は各団体が統一され積極的に、建設的な意見が多くなつたとの感想である。

これらの答弁から両支所の職員は権限は本庁にあり、ヤル気や意欲が失われているように感じる。

役場がなくなれば町は寂れるというのが明治と昭和の合併の教訓であり、同じ吾川でもすべての権限が集中している大崎と比して名野川は昭和の合併で寂れたままである。

仁淀川町の将来を考えるなら現状の窓口業務は存続し、仁淀と池川に教育委員会や建設課を設置する分庁方式を検討していただきたい。

総合支所方式は合併協議会で決定

答

町 長

議会が最終意志決定機関である

問

若 藤

てくれ」と言ったから本議会で申し上げている。この議案の提案権は町長にあるが最終意志決定機関は我々議会である。来年一月には住民の厳しい審判が待っている

いるが使用できる事業や手続きなどを伺う。
具体的な検討は今後行う

町の借金には充当しないか

問

若 藤

この条例は合併後に長の専決で決定されたものと推測するが、「お金はあるが使いにくい」の印象を受けた。

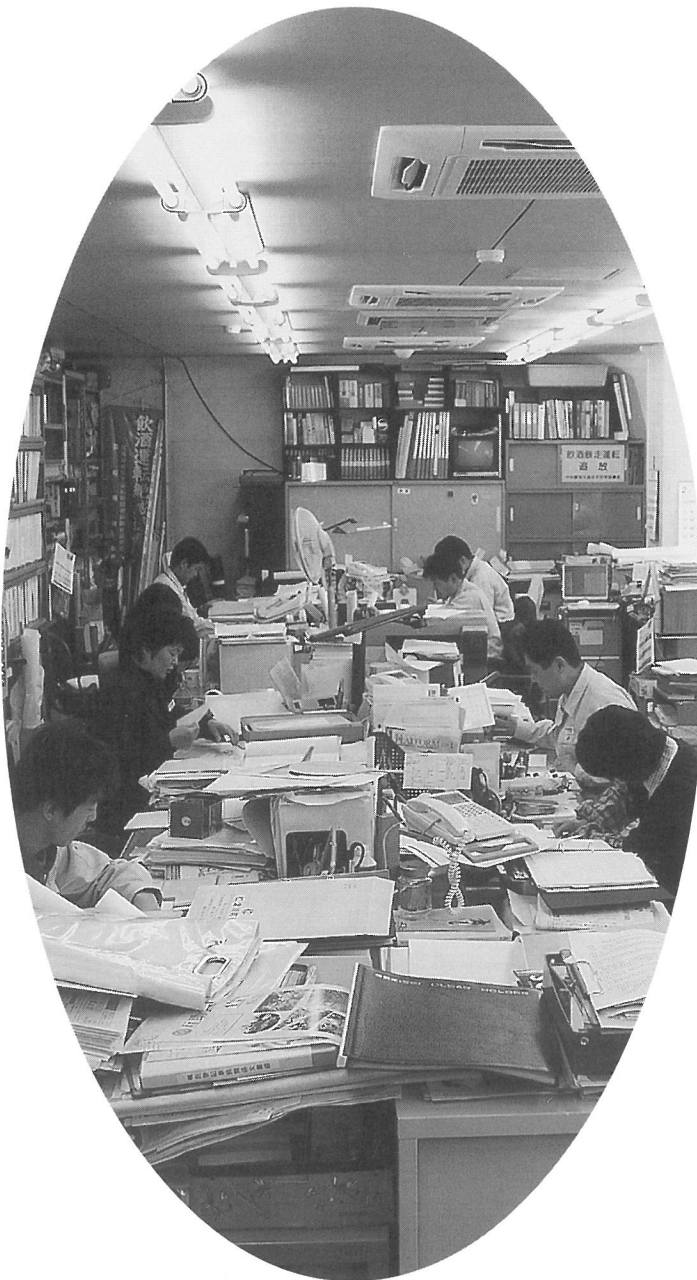
今後住民が「この施策にお金欲しい」と要求した際使用ができるのか、また仁淀川町の借金に充当することはないと考えてよいのか伺う。

起債への返済は目的外活用

答

総務課長

基金は条例で設置目的や活用方法などが規定されており、ハード、ソフト両面で活用できる。起債への返済は目的外活用となり困難と思う。



手狭になった本庁舎（大崎）

総合支所方式は合併協議会の決定事項であり、これを尊重して行政を推進するが、今後の経緯から分庁方式がよいのならその時点で決断をする。

合併協議会の決定を尊重するのは当然だが、旧仁淀村議会に合併関連議案が提出された際、私は「部分的な修正や訂正がなければ賛成できない」と意見を述べた。

しかし仁淀村長は「本庁の議会で議論し決定し

地域振興基金の活用について

合併前にそれぞれの町村の基金がプールされて

が、新議員の方々には分庁方式を提言していただきたい。

答

総務課長

創造的、個性的な地域づくりを推進し施設などを整備するために設置しており、県の補助金が見直されたものへの財源措置や、町が開催している

氏を (県森林整備課長)

1日を予定

諸般の報告 町長 藤崎 富士登

仁淀川町長に就任以来
百有余り、新たな町づく
りの一環として町民の意
見を集約する、アンケー
トや行政改革推進委員会
を設置し、新たな行財政
改革を推進し、町の将来
展望にたった基礎づくり
を進めている。

出 助役選任同意案を提
三位一体改革など、地
方を取り巻く状況は極め
て厳しく、地域社会を守
るため、町民と行政が一
体となった町づくりが望
まれる。そのために執行
体制の整備が急がれ、助

役の人選には、広く人材
を求めてきた。
本町出身の県森林整備
課長大石弘秋氏を、県、
本人の内諾を得て本会議
に選任同意の議案を提出
している。
大石氏は部下から慕わ
れ、包容力のある人物で、

収入役は置かない
本町の主産業である林業
に専門的な知識が豊富で
あり、林業振興に期待し
ている。十八年度予算編
成に町内の事情を早く理
解するために就任は一月
一日を予定している。



大石弘秋助役（別枝出身）

秋弘石大に役助

— 就任は1月

収入役は、最近置かない町村も多く、地方自治法の改正も論議されている。室長登用も考慮し、職員の異動に合わせ考えたい。

行政改革は、社会情勢の変化に対応した効率的な町政を実現し、将来の発展につなげるには、町の行財政運営を確かなものとする必要がある。

住民の声を反映

行政改革大綱及び、実施計画を策定するため、議会より三名、地域住民代表として池川地区二名、吾川地区二名、仁淀地区二名の合計六名、農協、森林組合、商工会それぞれ一名、助言、指導を受ける。県の市町村振興課より一名の合計十三名で構成する「仁淀川町行政改革推進委員会」を設置して、町の事務事業は委員の意見を聞き、町の行政改革を推進する。行政改革の推進で、第一の考えは、事務の効率化や経費の削減といった視点だけでなく、住民の視点に立った住民の声を反映したものである。

行政改革推進委員会は十月二十六日に第一回目の会を開き、十一月より月一回程度の会合を開き、十八年三月に行政改革大綱をまとめる。四月以降は大綱の進捗状況を確認する会を年一〜二回行う。

国勢調査

本町の減少率は一〇・三%

五年に一度の国勢調査速報値を県が発表し、県人口は前回、平成十二年調査時点に比べ二・一八%、一万七七五三人減少の七九万六一九六人と発表された。

仁淀川町の人口は、前回調査時の八一八九人（旧三方町村の合計）から八四三人減少、七三四人。減少率は一〇・三%となり、県内で三番目に高い減少率となった。

昭和六十年調査で、一・五%、平成二年で八・〇%、平成七年で五・七%と純化傾向にあった人口減少率も、平成十二年で八・七%、今回で一〇・三%と再び増大傾向にある。

地方交付税

一億円以上減少の見込

この人口減少が地方交付税に及ぼす影響額は、平成十二年国勢調査人口を今回の調査人口に単純に置き換えた試算で、仁淀川町では、一億円以上の減少が見込まれる。

三位一体の改革の影響で地方財政は、苦境に追い込まれ、町村合併に伴う財政的支援措置はあるが、本町も同様である。

この状況下で、合併にあたり策定したまちづくり計画の各施策の一斉始動は困難で、重要性、緊急性を吟味し、住民の視点に立った行政運営が重要となる。

住民アンケートを実施

住民参加の行政運営の第一歩として住民アンケートを計画、十二月一日に町内全集落に発送、最終期限後、順次集計を行い、来春に集計結果を発表する予定。

集計は、町内地域別、年齢階層別に行い、結果は各種計画づくり、行政運営に反映させる。

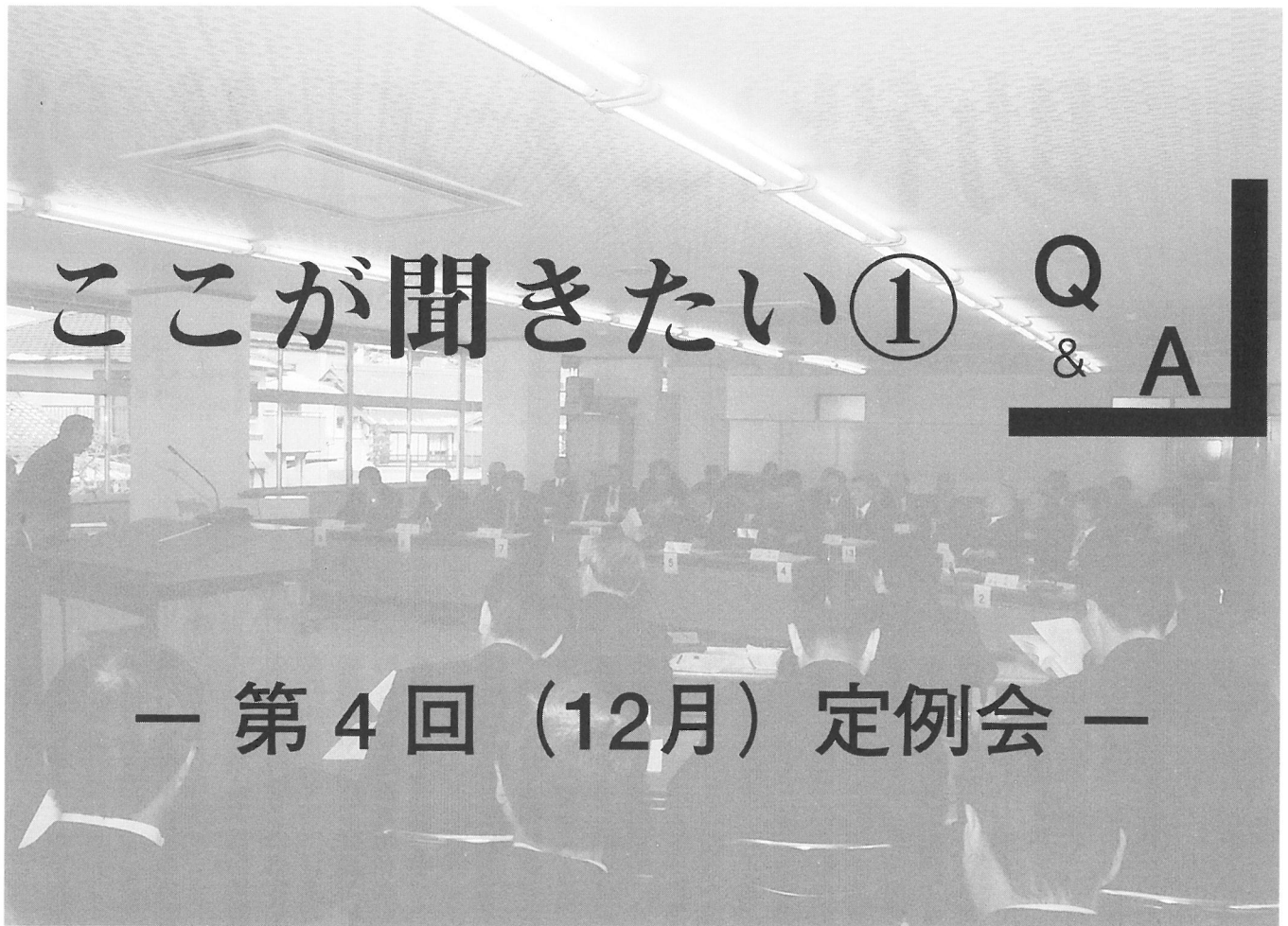
台風十四号災害

九月六日に来襲した、台風十四号の町道、農道、農地、林道、河川などへの災害対象件数は、九月定例会の報告で五八件が三件増え六一件ある。

本日までの国の査定では、林道などの林業施設災害復旧事業は十八件で、三億一九五八万一千円、公共土木施設災害復旧事業は町道十九件、河川十四件で、町道二件、河川七件の査定が終了、九七八〇万三千円と確定、残り十四件、八九四八万九千円で申請で今月十五日の四次査定後決定。

農業用施設災害復旧事業は、農道六件、九六九七万円、農地四件、三二四万四千円は十二月八日の査定で決定。

国庫負担金、県補助金の調整がつきしだい、発注し、被災力所の早期復旧に努める。



■専決処分の報告につ
いて

工事名

平成十六年度十六災
奥地林道小田池川線
台風一八号(九・六、
九・七)一箇所災害
復旧工事

契約の相手

(株)晃立 代表取締役
嶋崎 勝昭

変更前の契約金額

七三九七万三五〇円

変更後の契約金額

七六〇三万〇五〇円

変更理由

切土、捨土量の増及び
擁壁工の増

変更年月日

平成十七年十一月二二
日

(可決 全員)

■専決処分の報告につ
いて

事件名

仁淀川町立保育所を他
の地方公共団体の住民の
利用に供させること

契約の相手方

北海道空知郡南富良野
町幾寅八六七番地

南富良野町長 池部
彰

契約年月日

平成十七年十一月十六
日

日

契約期間

平成十七年十一月十六
日から平成十八年三月
三十一日

仁淀川町出身者が出産
のため里帰りする間、そ
の子どもを長者保育所に
入所させるもの。

(可決 全員)

■専決処分の報告につ
いて

事件名

仁淀川町立保育所を他
の地方公共団体の住民の
利用に供させること

契約の相手方

千葉県柏市柏五丁目十
番一号

柏市長 本多 晃

契約年月日

平成十七年十二月一日

契約期間

平成十七年十二月一日
から平成十八年三月三
十一日

仁淀川町出身者が出産

のため里帰りする間、そ
の子どもをふたば保育所
に入所させるもの

(可決 全員)

■仁淀川町税条例の一
部を改正する条例につ
いて

地方税法の改正にとも
なうもので、町民税の六
五歳以上の者の課税限度
額の廃止及び株式の価値
の喪失に係る損失処理の
特例等に関して改正する
もの

(可決 全員)

■仁淀川町固定資産税
の課税免除に関する条
例について

過疎法により過疎地域
として公示された町内に
おいて、製造業、旅館業
もしくはソフト業に供す
る設備を新設または増築
したものにたいして、二
七〇〇万円以上の家屋、
償却資産取得者の固定資
産税を課税免除すること
により、事業者の負担を
軽減し、就労の場の確保
を図るもの。